

水防法改正に伴う「浸水想定区域内における大規模工場等の用途及び規模の基準を定める条例」の制定に対するパブリックコメントの実施結果

1 概要

水防法改正に伴う「浸水想定区域内における大規模工場等の用途及び規模の基準を定める条例」の制定につきまして、平成26年1月31日から平成26年3月3日まで、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、御意見は特にいただきませんでした。

2 意見募集の概要

題名	水防法改正に伴う「大規模工場等」の基準に関する条例の制定に向けたパブリックコメント手続きの実施について
意見募集の期間	平成26年1月31日（金）～平成26年3月3日（月）
意見の提出方法	郵送・FAX・持参・電子メール
意見募集の周知方法	ホームページ、紙資料の設置（かわさき情報プラザ、各区役所他）、河川情報表示板への掲載、関係事業者へ文書による周知
結果の公表方法	ホームページ、紙資料の設置（かわさき情報プラザ、各区役所他）

3 結果の概要

意見書提出数（意見件数）	0通（0件）	
内訳	持参	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	その他	0通（0件）

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

電話 044-200-2902

FAX 044-200-3979

水防法改正に伴う「大規模工場等」の基準に関する条例の制定に向けたパブリックコメント手続きについて

◆「水防法及び河川法の一部を改正する法律」…平成25年7月11日一部施行

<水防法改正の背景>

近年頻発する集中豪雨による浸水被害



平成25年9月台風15号
京都市内 桂川の氾濫

地下街等の浸水被害



平成15年7月
地下鉄博多駅の浸水

大規模工場の浸水によるサプライチェーンの寸断



平成23年9月チャオプラヤ川
(タイ)ロジナ工業団地の浸水

一方では、水防団員の減少による地域の水防力の低下

水防の担い手の拡大が必要

<改正内容>

Point
事業者による自衛水防の推進

浸水想定区域内の大規模工場等に対する努力義務化(法第15条4項)
○浸水防止計画の作成 ○訓練の実施 など

事業者(大規模工場等)による浸水防止計画の取り組みの推進

【効果】地域の水防力の強化

<条例の制定>

1 「大規模工場等」の用途及び規模の基準を定める条例の制定

本制度の対象となる大規模工場等は、浸水想定区域内にあることに加えて、国土交通省で定める基準を参酌して、市町村の条例で定める用途及び規模(※)に該当するものとしている。(法第15条3項ハ)

※ 用途:事業所の種類 規模:建物の延べ面積

【参考】水防法施行規則(国土交通省令)

第3条(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

水防法第15条第1項第3号のハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方米以上のものであることとする。

各市町村において条例を制定する際には、各地域における基幹産業等を勘案して用途を追加又は限定すること、延べ面積の基準を変更すること等、地域の実態を踏まえた基準にすることが可能である。(国土交通省通知より抜粋)

2 「用途」の基準の策定に向けての考え方

- 1) 国の用途の基準を参酌する。
- 2) 浸水した場合に、①社会経済活動に著しい影響を及ぼす事業所、②地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす事業所を想定。

<「用途」についての考え方>

- 工場は、社会経済活動や雇用に著しい影響を及ぼすため重要な事業所である。
- 作業場、倉庫は、物流の観点から雇用やサプライチェーンに著しい影響を及ぼすため重要な事業所である。
- 経済活動上の重要な事業所として、「工場」「作業場」「倉庫」と規定する国土交通省令の基準が妥当。

3 「規模」の基準の策定に向けての考え方

- 1) 対象施設として、社会経済活動に著しい影響を及ぼす事業所を想定していることから、浸水した際の経済活動上の打撃回避の観点で、工業統計資料等を基に本市の工場の延べ面積の階層別製造品出荷額を算定し、総額の1/2程度をカバーする規模について検証。

市内工場の階層別製造品出荷額及び出荷割合

延べ面積	500㎡未満	500~1,000㎡未満	1,000~2,000㎡未満	2,000~5,000㎡未満	5,000~10,000㎡未満	10,000~20,000㎡未満	20,000~50,000㎡未満	50,000~100,000㎡未満	100,000㎡以上
階層別製造品出荷額	5,212,080	9,555,480	13,898,880	22,296,120	17,373,600	26,060,400	60,807,600	43,434,000	0
階層別割合	2.62%	4.81%	7.00%	11.22%	8.75%	13.12%	30.61%	21.87%	0.00%

約52%

約66%

- 【結果】①製造品出荷額(全市)の1/2をカバーする工場の規模は、「20,000㎡以上」である。
②規模が「10,000㎡以上」の工場の階層別製造品出荷額割合は約66%である。

- 2) 対象施設として、地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす事業所を想定していることから、浸水した際の雇用確保の観点で、本市の常用雇用者数階層別割合を算定し、総雇用者数の1/2程度をカバーする規模について検証。

市内工場の階層別常用雇用者数及び割合

延べ面積	500㎡未満	500~1,000㎡未満	1,000~2,000㎡未満	2,000~5,000㎡未満	5,000~10,000㎡未満	10,000~20,000㎡未満	20,000~50,000㎡未満	50,000~100,000㎡未満	100,000㎡以上
階層別常用雇用者数	6,360	8,870	10,260	22,300	10,470	7,230	41,480	50,000	0
階層別割合	4.05%	5.65%	6.54%	14.21%	6.67%	4.61%	26.43%	31.85%	0.00%

約58%

約63%

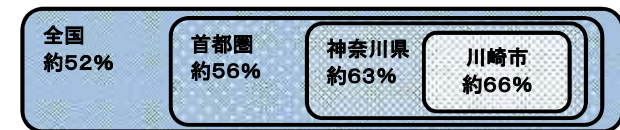
- 【結果】①常用雇用者数(全市)の1/2をカバーする工場の規模は、「20,000㎡以上」である。
②規模が「10,000㎡以上」の工場の階層別常用雇用者数割合は約63%である。

- 3) 本市の工場は、首都圏や全国との物流が多いことから、階層別製造品出荷額割合を広域的な視点で検証。

規模「20,000㎡以上」の工場の製造品出荷額割合
(全国・首都圏・神奈川県・川崎市)



規模「10,000㎡以上」の工場の製造品出荷額割合
(全国・首都圏・神奈川県・川崎市)



- 【結果】①規模の規準が「20,000㎡以上」の場合、本市や神奈川県では製造品出荷額割合が1/2を超えるが、首都圏や全国では1/2を満たすことはできない。
②規模の規準が「10,000㎡以上」の場合は、首都圏等でも1/2をカバーすることが可能。

<「規模」についての考え方>

- 本市の場合、「製造品出荷額割合」及び「常用雇用者数割合」ともに、工場の規模が「20,000㎡以上」で全体の1/2を確保可能である。
- 本市の地域特性として、市内で物流が完結せず、首都圏や全国と物流を行っている現状がある。
- 規模の決定に際しては、首都圏や全国の出荷額を考慮する必要があることから、首都圏等においても製造品出荷額割合が1/2を確保可能な規模である「10,000㎡以上」の採用が妥当。

【条例における「大規模工場等」の基準】

- 用途 「工場、作業場又は倉庫」
- 規模 「延べ面積10,000㎡以上」